

## 東日本大震災単組救援基金規程

(目的)

第1条 東日本大地震単組救援基金(以下「基金」という。)は、自治労福島県本部(以下「県本部」という。)加盟の単組を対象として、東日本大震災による被害、若しくは放射能汚染により単組の組織存続が困難となった場合、組合員の大量解雇等により単組運動の継続が著しく困難となった場合において、単組の組織維持と再建、自治労運動の継続を目的として設置する。

(給付対象)

第2条 給付の対象者は県本部加盟の単組とし、個人への給付は行わない。

(基金の額および運用益の処理)

第3条 基金の額は、4,500万円とする。基金の利子等の運用益は、基金に編入する。

(基金への繰入れ、繰出し)

第4条 繰入れは、県本部中央委員会の承認を受けなければならない。また、繰出しも同様の手続きを経て行い、繰出す会計は「災害見舞金特別会計」のみとする。

(申請行為)

第5条 基金への給付申請については、第7条各号の給付理由に該当する単組は、県本部中央執行委員長に対し、被害状況や具体的事象を記載した書面により、単組執行委員長名で申請しなければならない。また、県本部中央執行委員長が、給付を特に認めた場合はこの限りではない。

(承認手続き)

第6条 県本部中央執行委員長は申請を受理した際は、中央執行委員会の議を経て、直近に開催される県本部中央委員会において提案しなければならない。この場合の決議要件は、大会参加中央委員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(給付理由)

第7条 給付理由は、第1条の目的の客観的かつ事実が明らかであり、以下のとおりとする。

- (1) 自治体の廃止
- (2) 単組組合員の3分の1以上の免職及び解雇
- (3) 賃金、一時金の30%以上の減額
- (4) 賃金、一時金の3月以上の遅延
- (5) 県本部中央執行委員長が、特に認めた場合

(給付金額)

第8条 給付金額については上限額を300万円とし、被害の状況や実態と単組組合員数に応じて決定する。組合数の区分は、以下のとおりとする。

- (1) 1,000人以上
- (2) 500人以上1,000人未満
- (3) 100人以上500人未満
- (4) 100人未満

(給付の例外、返還)

第9条 給付において、既に他の機関や団体から当該を理由とした補償金等が支給された場合においては、その額分を減額若しくは給付を停止することができる。また、虚偽の事実により受領した場合または、目的以外に使用した場合において、県本部中央執行委員長は給付を受けた単組執行委員長、若しくは準じる役員に対して返還を求めることとする。

(会計監査)

第10条 会計監査は、県本部規約第37条を適用する。

(附則)

第11条 この規程を変更するときは、県本部中央委員会において参加中央委員の2分の1以上の承認を受けなければならない。

(施行期日)

第12条 この規程は2011年11月1日より施行する。